

項目	1. 東住吉区に文化ホールを一日も早く設置してください
	(回答) 当該要望は区民センターの設置についてのご要望であるとの認識に立って回答させていただきます。 区単位で、コミュニティ活動の拠点及び市民協働の拠点となる多目的な集会施設として、区民センターもしくは区民ホール・会館を設置しており、現在 24 区に 33 施設を設置しています。 現在、東住吉区など 3 区においては、ホールと会議室が一体となった区民センターが未整備であるということは認識しています。この間、平成 27 年 12 月には、総合的かつ計画的な施設の維持管理を進める上での基本的な方針として、施設の総量抑制などによる規模の最適化、予防保全による長寿命化及び多様なコスト縮減手法の導入を基本方針とする大阪市公共施設マネジメント基本方針が策定されました。 また、市政改革プラン 3.1 においても、将来の人口推移や厳しい財政状況を見据え、施設利用者の安全・安心を確保しつつ、施策横断的な仕組みづくりを進め、中長期的な視点にたった持続可能な施設マネジメントが行える状態をめざすとされています。 こうした状況の中で、東住吉区におけるホール機能と会議室等の機能を一体的に備えた市民利用施設については、平成 28 年度に P F I 方式などの民間活力の活用も含め、採算のとれる事業になり得るのか調査を実施しました。 その結果、施設の規模、建物の構造や配置等を工夫し、民間事業者の活力を活用することにより、従来で方式で整備・運用する方法より、建設及び運営に要するコストを相当程度削減することが可能となるが、収支均衡には至らないことが明らかになりました。 本市では、今後、少子高齢化が一層進んでいく中で、本格的な人口減少社会を迎えることになります。税収の増が見込みにくい非常に厳しい状況が想定されることから、施設の整備、管理に当たっては、これまで以上に工夫が求められていると考えています。 東住吉区などの区民センターのあり方についても、どういった工夫ができるのか、区と連携しながら引き続き検討します。 なお、現在の東住吉区については、市民の方々に文化・軽スポーツ、レクリエーション活動の場として、東住吉区民ホール・東住吉会館を整備しておりますので、引き続きご利用いただきますよう、お願いいたします。
担当	市民局総務部施設担当 電話：(06) 6208-7327